

15 その他遵守していただきたい事項

川崎市では、従来から「市アスベスト飛散防止に関する指針」や「川崎市アスベスト飛散防止に関する手引」により、建築物の解体時の石綿の飛散防止について、施工事業者の指導を実施してきました。

それらの規定のうち、特に重要な事項について平成23年に条例化され、また令和2年の大気汚染防止法の改正により、条例の一部の規定を大気汚染防止法による規定に移行しましたが、それ以外の事項についても、大気汚染防止法及び条例の趣旨を踏まえ石綿の飛散防止対策の一層の徹底を図るため、実施していただきますようお願いいたします。

15. 1 全ての特定工事に関すること

(1) 管理体制等の整備に関すること

作業基準の遵守、大気中の石綿濃度測定の実施、周辺住民への周知等を徹底するために必要な管理体制を整備すること。

【解説】

工事の実施にあたっては、適切な管理体制を整備することが重要です。作業主任者等を中心に管理体制の整備してください。また、周辺住民に対する周知等の実施、問い合わせや苦情等への対応窓口等の体制も整備してください。

(2) 緊急時の対応に関すること

ア 外部への飛散等につながる重大な不具合等が認められた場合には、直ちに作業を中止して必要な対応措置を講ずるとともに、市の緊急時連絡先へ報告すること。

【解説】

除去作業における不具合や外部への石綿の漏洩が認められた場合は、直ちに事業者は次の条項で定めた緊急措置を図るとともに、関係法令の所管部署等の緊急時連絡先へ報告し、指導を受けてください。

なお、川崎市では環境省及び厚生労働省の「建築物の解体等に係る石綿ばく露石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」を参考として、漏洩の目安を石綿繊維数濃度1本/Lとしております。敷地境界等での大気中石綿濃度測定において石綿繊維数濃度1本/Lを超えた場合は、速やかに緊急時の対応を実施してください。

イ 緊急時における応急補修や緊急点検、必要に応じた石綿濃度測定の実施等の対応措置や実施体制については、あらかじめ定めておくこと。

【解説】

- ① 緊急時の対応方法については、迅速、的確な措置が講じられるよう、作業開始前までに定め、実施体制を確保してください。
- ② 外部への漏れや隔離養生等の重大な不具合を発見した場合は、直ちに工事中止し原因を究明するとともに、追加養生等の対応を行ってください。
- ③ 重大な不具合等が認められた場合は、緊急的な大気中の石綿濃度測定を実施し、その結果について、できるだけ早期に把握してください。
- ④ これらの対応に必要な資材や装置類については、現場での予備品による対応が困難な場合も想定されるので、速やかに確保できるよう手配しておいてください。
- ⑤ これらの事実関係や対応状況については、速やかに建築物等の管理者等へ報告すると

ともに、適宜、周辺住民等に対しても情報提供を行ってください。

- ⑥ 事態収束後に事実関係や対応状況、再発防止措置をまとめ、報告書を提出してください。

(3) 国のマニュアルの遵守

上記の記載以外の事項については、環境省及び厚生労働省の「建築物の解体等に係る石綿ばく露石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」を遵守して作業してください。

15. 2 吹付け石綿、石綿含有断熱材等の工事に関する事

(1) 石綿濃度の測定に関する事

石綿濃度の測定を実施する場合には、条例第 67 条の 6 の規定にかかわらず、以下の方法でも測定を行うことで、より周辺環境と作業員の安全に配慮した作業を行うようお願いいたします。

ア 大気中の石綿濃度の測定を、特定建築材料の除去等作業中に、集じん排気装置の排気口付近、前室の出入口付近において実施すること。

【解説】

負圧養生した工事の場合、石綿の漏洩の原因は、集じん排気装置の不具合と前室出入口からの持ち出しが最も多いといわれています。したがって、この位置での測定は作業管理には重要となります。上記の場所で測定することにより、HEPA フィルターによる石綿繊維の除去が正常に行われているか、また、隔離養生が適正に行われ、負圧に保たれているかを確認することができます。

イ 作業中や排気口、前室の出入口付近の測定結果については、速やかに把握すること。

【解説】

工事に伴う周辺への石綿の飛散状況を監視するためには、元請業者及び自主施工者は濃度測定の結果を速やかに把握することが重要です。ただし、工事が小規模であって、測定結果が判明する前に完了してしまう場合は、この限りではありません。

ウ 隔離養生を解除する前に、養生内部と外部（一般環境）で総繊維数濃度が同程度になっていることを確認すること。

【解説】

位相差顕微鏡法（PCM法）や繊維状粒子自動計測器により総繊維数濃度測定を行ってください。やむを得ない事情により濃度測定を実施できない場合は、隔離養生内の清掃及び粉じん飛散抑制剤散布後に、集じん・排気装置を 1 時間半以上稼働させた上で、隔離の解除をしてください。

(2) 作業計画の策定時に注意すること

大気汚染防止法の基準に遵守した作業を実施するために、以下の点に注意し計画を策定してください。

負圧での隔離養生を行う場合、隔離養生区域の設定、集じん排気装置の配置位置、能力、飛散抑制剤、防止剤等の量等を確認すること。

【解説】

工事の実施にあたり、作業基準を遵守した施工計画を立てる必要があります。計画策定時には、次の項目についても注意してください。

- 集じん排気装置の能力やへパフィルター使用時間（500時間以内）
- 養生シートに無理な力が加わらないような施工方法や補強措置
- 隔離養生を行う作業区域の適切な設定
- 特定建築材料の施工状況に応じた飛散抑制剤、防止剤等の量や散布装置の選定
- 隔離養生区域内の気流が確保できるセキュリティと集じん排気装置の配置（対角線上に配置するか、フレキシブルダクトをセキュリティの対角線上まで伸ばして排気する。）
- フィルター交換時の飛散防止を考慮した集じん排気装置の配置（養生区域内に設置することが望ましい。）
- やむを得ず、集じん排気装置を隔離養生区域外に設置する場合の飛散防止措置

(3) 作業基準の遵守状況の点検、記録に関すること

大気汚染防止法の基準に遵守した作業を実施するために、以下により遵守状況の点検と記録を行ってください。

工事の実施に当たっては、作業主任者が始業時、作業中の随時、終業時、完了時において隔離養生の不具合の有無、集じん排気装置の稼働状況、同装置のフィルタの交換状況、飛散抑制剤、防止剤等の散布状況、石綿含有廃棄物等、撤去資材の取扱状況等について、作業基準が常に遵守されているかを点検し、その結果を記録すること。

【解説】

工事の実施にあたり、石綿の飛散防止を図るためには、作業基準の遵守及び日常的な点検確認が重要です。工事の進行状況に応じて、次のような項目について点検を行い、必要な措置を講ずるとともにその結果を記録してください。なお、記録にあつては、日報によることとしても差し支えありません。

- ① 始業時
 - 集じん排気装置の能力やフィルタ類の交換状況
 - 前室や養生シートの施工状況
 - 飛散抑制剤、防止剤等の準備状況等
 - 養生シートの不具合等の緊急時の連絡体制の確認
- ② 作業中
 - 作業に伴う養生シートの剥離などの有無
 - フィルタの目詰まりの有無や交換頻度
 - 飛散抑制剤、防止剤等の散布量
 - 石綿含有廃棄物等及び使用済み資材の保管状況
- ③ 休憩時など作業中断後
 - 作業開始前に負圧が保たれていること

④ 終業時

- 養生シートの状況や石綿含有廃棄物等の処理、袋詰め状況
- 飛散抑制剤、防止剤等の散布状況
- 終了後の集じん排気装置の稼働（1.5 時間以上）

⑤ 作業完了時

- 特定建築材料の除去等作業及び飛散防止薬剤の散布が確実になされていること
- 隔離養生を解除する際、作業終了後の区域内に残留した石綿の濃度が十分に低くなるまで、集じん排気装置を稼働させていること（1.5 時間以上）
- 石綿含有廃棄物等及び使用済み資材の処理が適切に行われていること

(4) 特定建築材料の除去等作業が2日間以上となる場合の対応に関すること

終業時から翌日の始業時までの間に隔離養生区域内の石綿が外部へ飛散しないよう、必要な対策を講ずること。

【解説】

1 日の作業の終業時には、(3)④の点検項目を実施してください。また、それに加え飛散防止薬剤による処理、HEPAフィルターを装備した真空掃除機による処理、前室の閉鎖等を行うなど飛散防止対策を確実に実施してください。

(5) 石綿が付着した内装材の取扱いに関すること

石綿が付着している可能性がある内装材等の撤去や保管を行う場合は、隔離養生区域内で行うとともに、隔離養生区域外へ搬出する場合は飛散防止対策を講ずること。

【解説】

特定建築材料の施工箇所が内装材に覆われている場合は、内装材の表面の堆積物や付着物に石綿繊維が含まれている場合があります。その場合は、周囲に石綿を飛散させないように、内装材の表面から真空掃除機などにより石綿繊維を除去したうえで、内装材を廃棄してください。なお、真空掃除機等の方法での除去が困難な場合は、石綿が付着した内装材は、解体する特定建築材料と同等に取り扱ってください。

15. 3 石綿含有仕上塗材、石綿含有成形板等の工事に係るすること

(1) 作業計画の策定時に注意すること

大気汚染防止法の基準に遵守した作業を実施するために、以下の点を注意し計画を策定してください。

特定工事に係る建築物等の周囲に、当該建築物等の高さ以上の幕等を設置することにより、周辺環境に配慮した作業を行うことが望ましいです。

下地調整材の除去で、電気ディスクグラインダーを使用することが想定されるため、その際は、除去を行う部分の周辺を事前に養生し、除去する下地調整材を薬液等により湿潤化してください。

(2) 特定建築材料の除去等作業が2日間以上となる場合の対応に関すること

終業時から翌日の始業時までの間に隔離養生区域内の石綿が外部へ飛散しないよう、必要な対策を講ずること。

【解説】

1日の作業の終業時には、飛散防止薬剤による処理、HEPAフィルターを装備した真空掃除機による処理等を行うなど飛散防止対策を確実に実施してください。

(3) 石綿が付着した内装材の取扱いに関すること

石綿が付着している可能性がある内装材等の撤去や保管を行う場合は、隔離養生区域内で行うとともに、隔離養生区域外へ搬出する場合は飛散防止対策を講ずること。

【解説】

特定建築材料の施工箇所が内装材に覆われている場合は、内装材の表面の堆積物や付着物に石綿繊維が含まれている場合があります。その場合は、周囲に石綿を飛散させないように、内装材の表面から真空掃除機などにより石綿繊維を除去したうえで、内装材を廃棄してください。なお、真空掃除機等の方法での除去が困難な場合は、石綿が付着した内装材は、解体する特定建築材料と同等に取り扱ってください。

15. 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に関すること

石綿含有廃棄物等の処理に関すること

特定粉じん排出等作業から生じた廃棄物は、廃棄物処理法に基づき適正な処理を行うこと。

【解説】

廃棄物を処理する場合には、廃棄物の区分に応じて、それぞれの処理基準に従って行わなければなりません。

特定粉じん排出等作業から生じた廃棄物の処理については、環境局生活環境部廃棄物指導課の指導を受けてください。（場合により、廃棄物の処理の状況確認を行うことがあります。）

＜川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課＞

電 話 044-200-2596, 2581

FAX 044-200-3923

Eメール 30haiki@city.kawasaki.jp